

「休眠預金等交付金に係る資金の活用に関する基本方針」の一部改正（案）の意見募集（パブリックコメント）の結果について

令和5年10月20日

休眠預金等活用法の改正法成立を踏まえ、「休眠預金等交付金に係る資金の活用に関する基本方針」の一部改正案※について、パブリックコメントを実施したところ、結果は以下のとおり。

※ 出資に関する部分の改正は除く

- **募集期間：** 令和5年9月12日～令和5年10月11日
- **意見総数：** 10件\*

※ 意見募集フォームに7通の送付があり、1通に複数の意見が記載されたものは、1つの意見を1件として計上

| 意見の概要        | 件数 |
|--------------|----|
| 指定活用団体に関する意見 | 3  |
| 資金分配団体に関する意見 | 1  |
| 出資に関する意見     | 1  |
| 制度全般に関する意見   | 3  |
| その他の意見       | 2  |
| 合計           | 10 |

- **意見に対する考え方：** 別紙のとおり

| 番号                  | 御意見の概要   | 御意見に対する考え方   |
|---------------------|--|--|
| <b>指定活用団体に関する意見</b> |  |  |
| 1                   | 指定活用団体の役割として民間公益活動の担い手の育成が掲げられているが、「ソーシャルセクターの担い手」に、インパクトスタートアップ等の株式会社が含まれることを明記すべき。     | ソーシャルセクターの担い手には、インパクトスタートアップ等の株式会社も含まれています（注11参照）。   |
| 2                   | ソーシャルセクターの担い手探しは難しい。現場でともに働き、多様な人をつなげ、次世代を育てるのはとても難しく、人材も少ない。                            | 休眠預金等活用制度においては、民間公益活動の自立した担い手の育成を目的の一つとしており、指定活用団体、資金分配団体及び新たに創設される活動支援団体が、それぞれの活動を通じて、その目的が達成できるよう、制度の運用に努めてまいります。  |
| 3                   | 優れた事業を実施した団体があれば、その事業モデルを他の団体等に横展開する仕組みもあるべき。  | 今後、指定活用団体において、これまで実施した事業の事後評価の結果等を踏まえ、優れた事業モデルの横展開等を図っていくこととしております。  |
| <b>資金分配団体に関する意見</b> |  |  |
| 4                   | 支援する立場の団体が上から目線で接したり、管理するのは好ましくなく、「対等な立場」でプロジェクトを実行する主体であることを明記すべき。                      | <p>資金分配団体は、実行団体とともに社会課題解決に資する民間公益活動を促進する主体です。</p> <p>資金分配団体の役割として、実行団体に対し資金支援だけでなく非資金的支援もを行うことを通じて民間公益活動の自立した担い手を育成するとともに、実行団体に対し必要かつ適切な監督を行うことが求められています。</p> <p>こうした役割が適切に果たされるよう、制度の運用に努めてまいります。</p> |
| <b>出資に関する意見</b>     |  |  |
| 5                   | 「休眠預金等交付金に係る資金の活用」に関しては、①運用期間10年以上の未公開企業への投融資を行えるファンド・株式会社等への出資②インパクト投資ファンドに限定したファンドオブファ | <p>今回の改正は、出資を除く部分に関する事項の改正となっています。</p> <p>今後、出資の実現に向けて検討を進めてまいります。</p>   |

|            |   |  |
|------------|---|--|
|            | シズの実施を目的とした資金源にしてほしい。   |  |
| 制度全般に関する意見 |   |  |
| 6          | 休眠預金の原資は国民の預金であり、国民が使う権利があるもの。民間公益活動については、休眠預金ではなく税金で行うべき。                                  | <p>休眠預金等活用制度は、休眠預金等を預金者等に払い戻す努力を尽くした上で、広く国民一般に還元するものです。</p> <p>具体的には、行政では対応が困難な社会の諸課題の解決を図ることを目的として、民間の団体が行う公益に資する活動であって、これが成果を収めることにより国民一般の利益の一層の増進に資することになる民間公益活動に活用されます。</p> <p>なお、休眠預金等となった後も、引き続きお取引のあった金融機関で引き出すことが可能であり、引き出し期限もありません。</p> |
| 7          | 休眠預金等については、時間をかけて各団体の選定を行い、各団体を通じた支援を行っているが、そうではなく、返済不要の奨学金や児童養護施設の拡充、施設内の児童への教育などにまず活用すべき。 | <p>休眠預金等活用制度は、国民の貴重な資産である休眠預金等を活用することによって、行政では対応が困難な社会の諸課題の解決に資する民間公益活動を促進しようとするものです。</p> <p>具体的にどのような社会課題の解決に資する民間公益活動に活用するかについては、あらかじめ定められた各種の基準や手続に従って、事業を選定・実施しています。</p>   |
| 8          | 政治、宗教、営利目的な事業は厳しく監視、監督、取消を行うべき。   | 法第17条3項において、政治活動や宗教活動を主目的とする団体に対して資金支援を行わないとされており、それに基づいた制度の運用がなされています。また、本制度は、営利か非営利かを問いませんが、社会課題解決に資する民間公益活動に取り組む団体を幅広く対象としています。   |
| その他の意見     |   |  |
| 9          | はじめに「資金的支援と併せて」と記されているが、他の箇所及び改正前文  | ご指摘を踏まえ、「資金的支援と併せて」は「資金支援と併せて」と修正  |

|    |  |   |
|----|--|---|
|    | 書では「資金支援」となっている。これまでの整理のとおり「資金支援」とすべき。   | いたします。                                  |
| 10 | 注32に「インパクト評価」とあるが、プログラムの純効果を把握しようとする調査研究としてのインパクト評価なのか、それとも社会的インパクト評価の略称なのか。後者であれば、「社会的インパクト評価」と記載すべき。 | ご指摘を踏まえ、「インパクト評価」は「社会的インパクト評価」と修正いたします。 |